

告示

埼玉県選管告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和元年十月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
本郷農業総合センター	深谷市針ヶ谷三百九十二番地四	深谷市長	二百人
岡部多目的センター	深谷市普濟寺千四百八十五番地一	深谷市長	三百人